

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
岡山城天守閣等利活用事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市の観光のシンボルである「岡山城天守閣(以下「天守閣」という。)」と「烏城公園(石山公園部分除く。以下「烏城公園」という。)」について、文化の向上と観光資源の発掘を図るため、ユニークベニューとしての天守閣及び烏城公園の利用など幅広い利活用のための事業「岡山城天守閣等利活用事業(以下「利活用事業」という。)」を実施するために必要な事項を定める。

(利活用事業の対象)

第2条 利活用事業の対象は、下記のものとする。

- (1) 岡山城天守閣の夜間利用
- (2) 烏城公園天守閣前広場の夜間利用

2 前項の利用用途は、特定の団体又は者が参加する会議、集会、懇親会及びこれらに類する催事等とし、利用申請に基づき利用を認められたものとする。

(利用可能日及び時間)

第3条 利活用事業として利用できる日は、令和8年3月31日までの毎年1月1日から12月28日までとする。ただし、閉場期間や、(公社)おかやま観光コンベンション協会(以下「協会」という。)、岡山市、おかやま城下町物語実行委員会が事業を実施する日、管理運営上支障があると認められる日等、特別な場合についてはこの限りではない。

2 利用可能時間は、別表第1のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 この要綱に基づく利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「天守閣利用申請書兼公園内行為許可申請書(様式第1号)」を、利用日の1ヶ月前までに協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認等を受けなければならない。

- 2 前項に定める申請において、会長が必要と認める書類を添付させることができるものとする。
- 3 承認等を受けた事項を変更しようとするときは、申請者は速やかに変更申請を行うこととする。ただし、一部の変更(入場者数や備品追加等)については、変更申請が必要のない場合もある。

(利用の承認等)

第5条 会長は、前条の規定により申請のあったとき、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、「天守閣利用承認通知書兼公園内行為許可書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

2 前項において、会長及び岡山市が必要と認める場合は条件を付すことができるものとする。

(利用の不承認等)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条の規定による申請を承認等しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動、又は利活用事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの

- (2) 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例に該当するもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのあるもの
- (5) 利活用事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの
- (6) 未成年者のみでの利用
- (7) 岡山城天守閣条例、岡山城天守閣条例施行規則、岡山市公園条例、岡山市公園条例施行規則、若しくはこの要綱の定めに違反するおそれのあるもの
- (8) その他、会長及び岡山市が適当でないとするもの

(目的外利用の禁止等)

第7条 利用の承認等を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認等を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の承認等の取消し等)

第8条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上やむを得ない事態が発生したときは、承認等した事項を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは承認等を取り消すことができる。

- (1) 岡山城天守閣条例と岡山城天守閣条例施行規則、岡山市公園条例と岡山市公園条例施行規則若しくはこの要綱の定めに違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段によって利用の承認等を受けたとき
- (3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき

2 前項の処分により、利用者に損害が生ずることがあっても、会長及び岡山市はその賠償の責めを負わない。

(利用者の責務)

第9条 本事業における天守閣及び天守閣前広場の利用料は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定める利用料については原則、前納とする。

ただし、会長が一部または全部の後納を認める場合は、この限りではない。

3 利用者は、利活用事業による効果検証のため、会長及び岡山市が求める調査に協力するものとする。

4 利用者は、利用に際し必要な物品や資材等の準備及び片付け、利用後の清掃・現状復旧、その他利用に伴い必要な許可手続きを、自己の責任において行うこととする。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらないで、利用ができなくなったとき、又は会長が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

(入場の制限)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入場を許可しない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (3) 建物、器具、展示物等を損傷するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第12条 利用に際して、原則、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気の使用（天守閣前広場を除く）
- (2) 指定場所以外での喫煙行為（天守閣内は全面禁煙）
- (3) 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (4) 物品の販売、その他これに類するような商行為
- (5) 広告又は、これに類する貼紙を表示し、又は配付すること
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること
- (7) 天守閣内において1階以外への飲食物の持込み及び1階以外での飲食行為
- (8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (9) 天守閣前広場で45デシベルを超えるような音響等の使用
- (10) その他、管理上支障があると認められる行為

2 会長は、前項の規定に違反し、かつ協会職員の指示に従わない者及び利用者に対しては、退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 利用者又は入場者が、故意又は過失により天守閣及び鳥城公園の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、協会又は岡山市の指示に従い、これを原状に復し、又は損害を協会又は岡山市に賠償しなければならない。

2 利用に際し、入退場及び利用中に起きた事故に対する損害賠償は、利用者が負うものとし、協会及び岡山市は一切の責任を負わない。

(個人情報保護方針)

第14条 協会は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報の重要性を認識し、以下のガイドラインに基づいて、適切な取り扱いと保護の徹底に努めるものとする。

- (1) 協会では、以下のような場合に必要な範囲で個人情報を収集する。
 - ・申請者からのお問い合わせ及びお申し込み時
- (2) 申請者から収集した個人情報は以下の目的で利用する。
 - ・申請者又は利用者への連絡
 - ・申請者又は利用者からのお問い合わせに対する回答
- (3) 取得した個人情報を第三者に開示または提供しないものとする。ただし、以下の場合は除く。
 - ・申請者または利用者の同意がある場合
 - ・警察からの要請など、官公署からの要請の場合
 - ・法律の適用を受ける場合

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

別表第1（第3条，第9条関係）

区 分		内 容	金額（税込）
岡山城天守閣の夜間利用 （基本100名まで） *100名を超える場合は応相談		午後5時30分から午後9時30分まで	100,000円 *100名を超える場合は，1人あたり大人320円（小中学生80円）を加算
備品	机	・4人掛け：15卓 （W900×D900×H700） ・2人掛け：20卓 （W600×D750×H720） ・会議机：10本 （W1800×D600×H700）	無料
	椅子	100脚	無料
	映像・音響設備	・プロジェクター ・スクリーン ・スピーカー ・マイク	無料
鳥城公園天守閣前広場の夜間利用		午後5時30分から午後9時30分まで （岡山城天守閣開場時間に限る）	4,686円 *別途，音響・警備員・屋外照明等の費用が必要

備考

- 1 机・椅子のレイアウト，片づけは利用者により行うものとする。
- 2 鳥城公園天守閣前広場は，岡山城天守閣開場時間に限り利用できることとする。なお，鳥城公園天守閣前広場のみの夜間利用は不可。
- 3 鳥城公園天守閣前広場の夜間利用について，日没後の利用に際しては，安全管理上，屋外照明及び警備員の配置等を原則必須とする。音響・屋外照明等の機器・備品等及び警備員については，利用者により手配するものとする。

様式第1号（第4条関係）

岡山城天守閣等利活用事業
天守閣等利用申請（変更申請）書兼公園内行為（変更）許可申請書

（西暦） 年 月 日

（公社）おかやま観光コンベンション協会
会 長 様

申請者 住所（所在地）

主催団体等

（名称及び代表者名）

㊞

岡山城天守閣等における利活用事業に基づく利用を希望しますので下記により利用申請（変更申請）いたします。なお、利用申請（変更申請）にあたっては、岡山城天守閣等利活用事業に関する要綱の適用を受けることについて同意し、利用時には、夜間の岡山城天守閣等の利用の手引きを順守します。

烏城公園天守閣前広場の使用を希望する場合（※にチェックをしてください。）

岡山市公園条例第4条第2項の規定により、公園内行為許可の申請も併せていたします。

私は岡山城天守閣等利活用事業に関する要綱に同意し、利用申請を致します。（※にチェックをしてください。）

1 会議・集会・バンケット等名称	
2 主な目的・内容	
3 利用年月日	西暦 年 月 日 ()
4 予定入場者数	人 (予定)
5 利用内容 (利用する施設・場所・備品・時間) ※ <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 【岡山城天守閣の夜間利用をする場合】 午後 時 分 ~ 午後 時 分 <input type="checkbox"/> 【備品】 必要な備品や数量をご記入下さい。 [] <input type="checkbox"/> 【烏城公園天守閣前広場の夜間利用をする場合】 午後 時 分 ~ 午後 時 分
6 搬入車輛希望	有 (台) ・ 無 ・ 未定
7 担当者・連絡先	担当者名 : 電話番号 : E-mail :
8 添付資料	○事業計画書 ○その他()
9 請求先	○申請者(社)と同じ ○その他()

・ 個人情報 は 本件 の 関連 の み で 使用 し 他 の 事 に は 使用 いた し ませ ん 。

様式第2号（第5条関係）

岡山城天守閣利活用事業
天守閣等利用承認通知書兼公園内行為許可書

（西暦） 年 月 日

様

（公社）おかやま観光コンベンション協会
会長

（西暦） 年 月 日付けで申請のありました岡山城天守閣等の利用について、下記のとおり承認します。

天守閣前広場の使用及び搬入出車輛の希望がある場合

岡山市公園条例第4条第4項の規定により、公園内行為を許可します。

1 承認会議・集会・バンケット等名

--

2 承認利用日及び時間

（西暦） 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

3 承認場所及び備品

--

4 利用料金

円

5 利用条件・その他

--